

## 人権政策課からお知らせ 全国一斉 「子どもの人権110番」強化週間

大津地方法務局および滋賀県人権擁護委員連合会は、子どもの人権に関わる相談専用電話を増設し、「子どもの人権110番」強化週間を実施します。

いじめ、体罰、虐待、不登校など悩んでいることがあれば、人権擁護委員・法務局職員が電話相談に応じますので、ご相談ください。

**時**8月23日(水)～29日(火)

平日：午前8時30分～午後7時

土・日曜日：午前10時～午後5時

相談先

子どもの人権110番 ☎️0120(007)110

※上記の期間以外にも、平日午前8時30分～午後5時15分に相談に応じています。

☎️大津地方法務局 人権擁護課

☎️(522)4673

## 中学生まで対象拡大 子ども医療費助成の申請手続き

子育て支援策充実の観点から、子育て世代の医療費負担の軽減を図るため、10月診療分から中学生の通院医療費の助成を開始します。

**用**対象者の保護者宛てに、8月中旬以降に受給券の申請書を送付します。申請書に必要事項を記入のうえ、対象者の保険証の写しと申請書を同封の返信用封筒で8月30日(水)までに郵送してください。受給券は9月下旬に郵送します。



☎️国保年金課

☎️・☎️(582)1120 FAX(583)9738

## 長寿命化工事を行ったマンションの 固定資産税を減額

マンションの長寿命化促進のため、大規模修繕工事を実施し、下記の通り申告した場合、マンションの固定資産税(工事完了の翌年度分)を減額します。詳しくは、ホームページをご覧ください。

**対象となるマンション**

- ・築後20年以上が経過していること
- ・総戸数が10戸以上
- ・過去に長寿命化工事(外壁塗装等工事、床防水工事および屋根防水工事)を適切に行っていること
- ・管理計画の認定、または行政からの助言・指導による長期修繕計画の見直しで、長寿命化工事に必要な積立金が担保されていること
- ・令和5年4月1日～令和7年3月31日に長寿命化工事が完了していること

**減額範囲**

1戸当たり100㎡相当分まで、固定資産税額の2分の1を減額。 ※都市計画税は対象外

**用**工事完了日から3ヵ月以内に税務課へ必要書類を提出。

☎️・税務課 ☎️・☎️(582)1115 FAX(583)9738  
(固定資産税の減額について)

・建築課 ☎️(582)1139 FAX(582)6947  
(マンション管理計画認定制度について)

## もりやま企業展示会&就職説明会

市内企業の事業活動、CSRの取り組み、また就職情報を広く周知するため、企業展示会や出展企業の採用担当者による就職説明会を開催します。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

・展示会

**時**8月18日(金)～28日(月)午前9時～午後9時  
(初日は午後3時から、最終日は午後1時まで)

**所**市立図書館 木もれび広場ギャラリー

・就職説明会

**時**8月19日(土)午前10時～正午、  
8月22日(火)午後1時～3時

**所**市立図書館 活動室

**対**市内企業へ就職を希望する求職者  
(正社員、パートタイム社員など)

出展企業 ・ダイハツディーゼル株式会社  
・山豊テグス株式会社



☎️商工観光課

☎️・☎️(582)1131 FAX(582)6947



ホームページ